

令和4年度（2022年度）オホーツク管内 第1回特別支援連携協議会の概要

令和4年（2022年）6月3日（金）、Web会議システムを活用し、オンラインにより構成員の方々に御出席いただき、オホーツク管内第1回特別支援連携協議会を開催しました。

構成員の皆様からは、オホーツク管内における特別支援教育の充実に向けて御意見をいただき、今後の取組について、下記のとおりまとめました。



【重点1】 切れ目のない一貫した指導や支援の充実を図るために、学校が、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携の下、「個別の教育支援計画」の活用を通して、長期的な視点で教育的支援を行う取組を推進する。

【構成員からの主な意見】

・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者から個別の教育支援計画の作成を要望されていることから、参考様式等を活用するなど、個別の教育支援計画の作成に取り組んでいく必要がある。

・学校等だけでは、幼児児童生徒の支援に対する十分な手立てを構築することが難しいことから、関係機関と連携し、個別の教育支援計画等を活用した情報共有の場を設定するなど、多角的な視点から支援の手立てを検討する必要がある。

・幼児児童生徒や保護者の思いに寄り添った個別の教育支援計画とするために、保護者との話し合いの場を大切にし、支援への合意形成を図るとともに、支援計画の情報を校内で共有する必要がある。

【意見を踏まえた今年度の具体的な取組】

・教育局は、学校教育指導や各種研修会等で各校の個別の教育支援計画の作成・活用の状況を把握し、いつ、だれが、どのように作成するかについて指導助言する。

・特に、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画作成のファーストステップとして、簡略化した様式の活用について周知していく。

・各市町村教育委員会は、特別支援連携協議会や校長会等と連携し、個別の教育支援計画の活用について協議するとともに、関係機関との情報共有の場を設定するなど、各学校における組織的な対応の充実を図る必要がある。

・学校等は、保護者との合意形成を図るために、家庭や関係機関及び放課後等デイサービス等の通所支援事業所との関係構築の場を設定し、支援の在り方等を情報共有する必要がある。

【重点2】 高い専門性に基づく特別支援教育の推進を図るために、幼児教育施設、小・中学校、高等学校における全ての教員等が、特別支援教育に関する指導や支援についての知識や技能を身に付けることができるよう、教育と福祉が連携を図り、校内研修及び教育相談等の充実に向けた取組を推進するとともに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した授業改善の取組を推進する。

【構成員からの主な意見】

・校内研修に特別支援教育の視点が位置付けられていない学校が見られることから、各学校等が実施する公開授業に特別支援教育を位置付けるなど、通常学級の先生方が特別支援教育について理解を深めることができるよう、研修の充実を図る必要がある。

・幼児教育施設においては、ケース会議における外部専門家からの助言や保護者の願いを十分に踏まえ、教育相談の充実を図る必要がある。

・幼児児童生徒が安心して学習に参加できるよう環境整備の充実を図る必要があることから、各学校等において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善を進めていく必要がある。

【意見を踏まえた今年度の具体的な取組】

・学校等は、校内研修計画に特別支援教育に関する内容を必ず位置付け、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に係る教育環境と指導の充実を図ることを目指す。

・園長等は、特別支援教育に関する専門性の向上に向け、各幼児教育施設において、全ての教員等が各種研修会に参加できる体制を構築することにより、教育相談等の充実を目指す。

・教育局は、学校教育指導や各種研修において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、特に自立活動の視点を取り入れた授業改善の充実について指導助言する。